

令和 3 年 2 月 9 日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

区の条例で定める地域密着型サービスの事業の人員等の基準については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により厚生労働省令（ ）に定められた基準によることとされている。今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」を改正する。

厚生労働省令

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）

2 改正内容

主な改正内容は別紙 1 のとおり

3 新旧対照表

別紙 2 のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和 3 年 2 月 令和 3 年第 1 回定例会提案
4 月 1 日 改正条例施行（一部の規定に経過措置規定あり）

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」 概要

【本条例の対象となるサービス】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会令和2年12月23日）を参考に作成

項目の末尾に、指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

（1）全サービス共通

（高齢者虐待防止の推進） 第4条第3項、第41条の2

- 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（ハラスメント対策の強化） 第33条第5項他

- 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を義務付ける。

（業務継続に向けた取組の強化） 第33条の2

- 感染症又は非常災害の発生時における業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（感染症対策の強化） 第34条第3項他

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

(会議や多職種連携における ICT の活用) 第40条第2項他

- 各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについてはテレビ電話等を活用しての実施を認め、利用者等が参加して実施するものについては、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

(認知症介護基礎研修の受講の義務づけ) 第60条の13第3項他

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務
 - * 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護については、現行の規定において全ての従業者に医療・福祉関係の資格を求めている。

(災害への地域と連携した対応の強化) 第60条の15第2項

- 非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
 - * 訪問サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を除く。
 - * 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護については規定済み。

(2) 各サービス

小規模多機能型居宅介護

(介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し) 第83条第6項

- 広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、利用者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

認知症対応型共同生活介護

(地域の特性に応じた認知症グループホームの確保)

第111条第9項、第112条第2項、第114条第1項

- サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにする。

* 改正概要の対照表は、参考資料参照

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」及び「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」 概要対照表

項目の末尾に、指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を、《 》内に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

(1) 全サービス共通

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
高齢者虐待防止の推進 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第4条第3項《第4条第3項》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び従業者に対する研修の実施等を行わなければならない。
高齢者虐待防止の推進 (虐待の防止) 第41条の2《第38条の2》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。 ・委員会を定期的開催する。 ・指針を整備する。 ・研修を定期的実施する。 ・これらの措置を適切に実施するための担当者を置く。
ハラスメント対策の強化 (勤務体制の確保等) 第33条第5項他《第29条第4項他》	(新設)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
業務継続に向けた取組の強化 (業務継続計画の策定等) 第33条の2《第29条の2》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)地域密着型サービスの提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ● 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ● 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

感染症対策の強化 (衛生管理等) 第34条第3項他《第32条第2項》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
会議や多職種連携におけるICTの活用 第40条第2項他《第38条の2他》	規定なし	テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。
認知症介護基礎研修の受講の義務づけ (勤務体制の確保等) 第60条の13第3項他《第29条第3項他》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該事業者は、 <u>全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u> に対し、 <u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
災害への地域と連携した対応の強化 (非常災害対策) 第60条の15第2項《第31条第2項》	(新設)	非常災害に係る訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(2) 各サービス

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し (従業員の員数等) 第83条第6項《第45条第6項》	次に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合、(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者等のうち管理者及び介護職員は当該施設等の職務に従事することができる。 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院	次に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合、(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者等のうち管理者及び介護職員は当該施設等の職務に従事することができる。 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・ <u>指定介護老人福祉施設</u> ・ <u>介護老人保健施設</u> ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
地域の特性に応じた認知症グループホームの確保 （従業者の員数） 第 111 条第 9 項《第 72 条第 9 項》	（新設）	サテライト型指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を置くことができる。
地域の特性に応じた認知症グループホームの確保 （管理者） 第 112 条第 2 項《第 73 条第 2 項》	（新設）	共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
地域の特性に応じた認知症グループホームの確保 （設備に関する基準） 第 114 条第 1 項《第 75 条第 1 項》	（新設）	サテライト型指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数は 1 又は 2 とする。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 申請者の要件（第3条）</p> <p>第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第4章 区外に所在する事業所又は施設に係る特例（第205条）</p> <p>第5章 雑則（第206条・第207条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（省略）</p> <p>第2章 申請者の要件</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第192条において同じ。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</p> <p>第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 申請者の要件（第3条）</p> <p>第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第4章 区外に所在する事業所又は施設に係る特例（第205条）</p> <p>第5章 雑則（第206条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（省略）</p> <p>第2章 申請者の要件</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第192条において同じ。）に係る指定の申請に限る。）とする。</p> <p>第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>なければならない。</u></p> <p>第5条・第6条（省略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第7条（省略） 2～4（省略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>（1）指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。<u>第48条第4項第1号及び</u>第153条第12項において同じ。）</p> <p>（2）指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。<u>第48条第4項第2号において同じ。</u>）</p> <p>（3）指定特定施設（特定施設であって指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。<u>第48条第4項第3号において同じ。</u>）</p> <p>（4）指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第48条第4項第4号において同じ。</u>）</p> <p>（5）指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第48条第4項第5号、</u>第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項の表1の項中欄、第84条第3項及び第85条において同じ。）</p> <p>（6）指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第48条第4項第6号、</u>第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項の表1の項中欄において同じ。）</p>	<p>第5条・第6条（省略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第7条（省略） 2～4（省略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>（1）指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。第153条第12項において同じ。）</p> <p>（2）指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）</p> <p>（3）指定特定施設（特定施設であって指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）</p> <p>（4）指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p> <p>（5）指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項の表1の項中欄、第84条第3項及び第85条において同じ。）</p> <p>（6）指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項の表1の項中欄において同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号、第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項の表1の項中欄において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第8号及び第5節から第8節までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(12) (省略)</p> <p>6～12 (省略)</p> <p>第8条～第31条 (省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項の表1の項中欄において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5節から第8節までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(12) (省略)</p> <p>6～12 (省略)</p> <p>第8条～第31条 (省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p>

改正後	改正前
<p>第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>（衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第34条（省略）</p>	<p>第34条（省略）</p>
<p>2（省略）</p>	<p>2（省略）</p>
<p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	
<p>（掲示）</p>	<p>（掲示）</p>
<p>第35条（省略）</p>	<p>第35条（省略）</p>
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	
<p>第36条～第39条（省略）</p>	<p>第36条～第39条（省略）</p>
<p>（地域との連携等）</p>	<p>（地域との連携等）</p>
<p>第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期</p>	<p>第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期</p>

改正後	改正前
<p>巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項及び次項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、規則で定める回数以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第2項及び第88条第2項において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p>第41条（省略）</p> <p>（虐待の防止）</p> <p>第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなけれ</p>	<p>巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、規則で定める回数以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>第41条（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>第42条～第47条(省略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>第42条～第47条(省略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>
<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に従事する従業者をいう。以下この節において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p>	<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に従事する従業者をいう。以下この節において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、規則で定める職務</p>

改正後	改正前
<p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 前項本文の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること ができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所 (2) 指定短期入所療養介護事業所 (3) 指定特定施設 (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p>	<p>又は業務に従事することができる。</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができる。</p> <p>2 (省略)</p>

改正後	改正前
<p>(6) 指定地域密着型特定施設</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 指定介護老人福祉施設</p> <p>(10) 介護老人保健施設</p> <p>(11) 指定介護療養型医療施設</p> <p>(12) 介護医療院</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>	
<p>第49条～第55条（省略） （運営規程）</p>	<p>第49条～第55条（省略） （運営規程）</p>
<p>第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p>	<p>第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) (省略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第57条(省略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、当該指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p>	<p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) (省略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第57条(省略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第33条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき区長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</p>

改正後	改正前
<p>4（省略）</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第58条（省略）</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>第59条（省略）</p> <p>（準用）</p> <p>第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第33条の2第2項、第34条第1項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>4（省略）</p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第58条（省略）</p> <p>第59条（省略）</p> <p>（準用）</p> <p>第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第34条第1項及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第60条の2～第60条の8（省略） （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5)・(6)（省略） （地域密着型通所介護計画の作成）</p> <p>第60条の10（省略） 2～4（省略）</p> <p>5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>第60条の11（省略） （運営規程）</p> <p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9)（省略）</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11)（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第60条の13（省略） 2（省略）</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の</p>	<p>第60条の2～第60条の8（省略） （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5)・(6)（省略） （地域密着型通所介護計画の作成）</p> <p>第60条の10（省略） 2～4（省略）</p> <p>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>第60条の11（省略） （運営規程）</p> <p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9)（省略）</p> <p>(10)（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第60条の13（省略） 2（省略）</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の</p>

改正後	改正前
<p>資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第60条の14（省略） （非常災害対策） 第60条の15（省略）</p>
<p>第60条の14（省略） （非常災害対策） 第60条の15（省略） <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> （衛生管理等）</p>	<p>第60条の14（省略） （非常災害対策） 第60条の15（省略） （衛生管理等）</p>
<p>第60条の16（省略） 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>規則で定める措置を講じ</u>なければならない。 （地域との連携等）</p>	<p>第60条の16（省略） 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努め</u>なければならない。 （地域との連携等）</p>
<p>第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する区市町村の職員又は</p>	<p>第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する区市町村の職員又は</p>

改正後	改正前
<p>当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項及び次項において「運営推進会議」という。）を設置し、規則で定める回数以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、規則で定める回数以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
<p>2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p>	
<p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>
<p>4（省略）</p>	<p>3（省略）</p>
<p>5（省略）</p>	<p>4（省略）</p>
<p>6（省略）</p>	<p>5（省略）</p>
<p>第60条の18（省略）</p>	<p>第60条の18（省略）</p>
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第60条の19（省略）</p>	<p>第60条の19（省略）</p>
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>
<p>（1）～（4）（省略）</p>	<p>（1）～（4）（省略）</p>
<p>（5） 第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>（5） 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>（6）（省略）</p>	<p>（6）（省略）</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>

改正後	改正前
<p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第60条の20の2（省略） （準用）</p>	<p>第60条の20の2（省略） （準用）</p>
<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前款（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書に規定する場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事</p>	<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前款（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書に規定する場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護事業を行う事業所をい</p>

改正後	改正前
<p>業者が共生型地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護事業を行う事業所をいう。）の設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項並びに第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>う。）の設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>（この款の趣旨）</p>	<p>（この款の趣旨）</p>
<p>第60条の21 第1款から第4款までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。</p>	<p>第60条の21 第1款から前款までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。</p>
<p>第60条の22～第60条の33（省略）</p>	<p>第60条の22～第60条の33（省略）</p>
<p>（運営規程）</p>	<p>（運営規程）</p>
<p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(8)（省略）</p>	<p>(1)～(8)（省略）</p>
<p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(9)（省略）</p>
<p>(10)（省略）</p>	<p>(9)（省略）</p>
<p>第60条の35（省略）</p>	<p>第60条の35（省略）</p>

改正後	改正前
<p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 (テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。) (次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</p>	<p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</p>
<p>2・3(省略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>2・3(省略)</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第60条の37(省略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)~(5)(省略)</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(7)(省略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第60条の37(省略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)~(5)(省略)</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(7)(省略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問看護介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第41条の</p>	<p>第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問看護介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見</p>

改正後	改正前
<p>2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、同条第4項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。</p>	<p>を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第61条（省略） （従業者の員数）</p>	<p>第61条（省略） （従業者の員数）</p>
<p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p>
<p>（1）～（3）（省略） 2～7（省略）</p>	<p>（1）～（3）（省略） 2～7（省略）</p>
<p>第63条～第65条（省略） （利用定員等）</p>	<p>第63条～第65条（省略） （利用定員等）</p>
<p>第66条（省略）</p>	<p>第66条（省略）</p>

改正後	改正前
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>(1)～(6)（省略） （管理者）</p>	<p>(1)～(6)（省略） （管理者）</p>
<p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合であって、規則で定めるときは、この限りでない。</p>	<p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2（省略） 第68条～第73条（省略） （運営規程）</p>	<p>2（省略） 第68条～第73条（省略） （運営規程）</p>
<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(9)（省略） (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11)（省略）</p>	<p>(1)～(9)（省略） (10)（省略）</p>
<p>第75条～第79条（省略） （記録の整備）</p>	<p>第75条～第79条（省略） （記録の整備）</p>
<p>第80条（省略）</p>	<p>第80条（省略）</p>
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>
<p>(1)～(4)（省略）</p>	<p>(1)～(4)（省略）</p>

改正後	改正前
<p>(5) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(6) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第82条 (省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いてい</p>	<p>(5) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(6) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第82条 (省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いてい</p>

改正後			改正前		
るときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			るときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
2 指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所 又は 指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師	2 指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
7～13（省略） （管理者） 第84条（省略） 2（省略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定			7～13（省略） （管理者） 第84条（省略） 2（省略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定		

改正後	改正前
<p>小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、第194条第3項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条、第194条第3項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>第85条～第87条（省略）</p>	<p>第85条～第87条（省略）</p>
<p>（心身の状況等の把握）</p>	<p>（心身の状況等の把握）</p>
<p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。次項において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p>	
<p>第89条～第100条（省略）</p>	<p>第89条～第100条（省略）</p>
<p>（運営規程）</p>	<p>（運営規程）</p>
<p>第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型</p>	<p>第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型</p>

改正後	改正前
<p>居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) (省略)</p> <p>(定員の遵守)</p>	<p>居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>(定員の遵守)</p>
<p>第102条 (省略)</p>	<p>第102条 (省略)</p>
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から区介護保険事業計画(法第117条第1項の規定により区が定める区介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(区が次期の区介護保険事業計画を定めるに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の区介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p>	
<p>第103条～第107条 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第103条～第107条 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第108条 (省略)</p>	<p>第108条 (省略)</p>
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第5節第4款」と、第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第5節第4款」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>第110条 (省略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第110条 (省略)</p> <p>(従業者の員数)</p>
<p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活</p>	<p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活</p>

改正後	改正前
<p>介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4（省略）</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第119条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させ</p>	<p>介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2～4（省略）</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第119条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められる</p>

改正後	改正前
<p>るのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>ものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>6～8（省略）</p>	<p>6～8（省略）</p>
<p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p>	<p>6～8（省略）</p>
<p>10（省略）</p>	<p>9（省略）</p>
<p>11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）</p>	<p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）</p>
<p>第112条（省略）</p>	<p>第112条（省略）</p>
<p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない</u></p>	

改正後	改正前
<p>場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3（省略）</p> <p>第113条（省略）</p> <p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。</p> <p>2～7（省略）</p> <p>第115条～第117条（省略） （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p> <p>第118条（省略）</p> <p>2～6（省略）</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）・（3）（省略）</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 （1）外部の者による評価 （2）第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</p> <p>第119条～第122条（省略）</p>	<p>2（省略）</p> <p>第113条（省略）</p> <p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下とする。</p> <p>2～7（省略）</p> <p>第115条～第117条（省略） （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p> <p>第118条（省略）</p> <p>2～6（省略）</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 （2）・（3）（省略）</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>第119条～第122条（省略）</p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) (省略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (省略)</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第124条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第 1 項の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者その他の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第125条・第126条 (省略)</p> <p>(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者 (法第41条第 1 項に規定する要介護被保険者をいう。<u>第176条第 1 項において同じ。</u>) に</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) (省略)</p> <p><u>(7) (省略)</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第124条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第 1 項の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>第125条・第126条 (省略)</p> <p>(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者 (法第41条第 1 項に規定する要介護被保険者をいう。) に対して当該共同生活住居を紹</p>

改正後	改正前
<p>対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (省略) (記録の整備)</p> <p>第128条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第6節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護</p>	<p>介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (省略) (記録の整備)</p> <p>第128条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、<u>第42条</u>、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第6節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第130条～第138条（省略） （指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p> <p>第139条（省略） 2～5（省略）</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3)（省略）</p> <p>7（省略）</p> <p>第140条～第145条（省略） （運営規程）</p> <p>第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8)（省略）</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10)（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第147条（省略） 2・3（省略）</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、</p>	<p>第130条～第138条（省略） （指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p> <p>第139条（省略） 2～5（省略）</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3)（省略）</p> <p>7（省略）</p> <p>第140条～第145条（省略） （運営規程）</p> <p>第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8)（省略）</p> <p>(9)（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第147条（省略） 2・3（省略）</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第148条（省略） （記録の整備）</p> <p>第149条（省略）</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1）～（7）（省略）</p> <p>（8）次条において準用する第60条の17第<u>3</u>項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第<u>5</u>項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第33条の2第2項</u>、第35条第1項並びに<u>第41条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第7節第4款」と、第60条の17</p>	<p>第148条（省略） （記録の整備）</p> <p>第149条（省略）</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1）～（7）（省略）</p> <p>（8）次条において準用する第60条の17第<u>2</u>項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条</u>、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第<u>4</u>項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第7節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型</p>

改正後	改正前
<p>第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>第151条・第152条（省略） （従業者の員数）</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号に掲げる栄養士及び管理栄養士のいずれも置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(3)（省略） (4) 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6)（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>第151条・第152条（省略） （従業者の員数）</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)（省略） (4) 栄養士 1以上 (5)・(6)（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニ</p>

改正後	改正前
<p>4～7（省略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、 栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p> <p>9～12（省略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービスに該当する通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の</p>	<p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4～7（省略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</p> <p>9～12（省略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービスに該当する通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の</p>

改正後	改正前
<p>事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>14～17（省略）</p>	<p>14～17（省略）</p>
<p>第154条～第158条（省略）</p>	<p>第154条～第158条（省略）</p>
<p>（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）</p>	<p>（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）</p>
<p>第159条（省略）</p>	<p>第159条（省略）</p>
<p>2～5（省略）</p>	<p>2～5（省略）</p>
<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3)（省略）</p>	<p>(2)・(3)（省略）</p>
<p>7（省略）</p>	<p>7（省略）</p>
<p>（地域密着型施設サービス計画の作成）</p>	<p>（地域密着型施設サービス計画の作成）</p>
<p>第160条（省略）</p>	<p>第160条（省略）</p>
<p>2～6（省略）</p>	<p>2～6（省略）</p>
<p>7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</p>	
<p>8（省略）</p>	<p>7（省略）</p>
<p>9（省略）</p>	<p>8（省略）</p>

改正後	改正前
10 (省略)	9 (省略)
11 (省略)	10 (省略)
12 (省略)	11 (省略)
13 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。	12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。
第161条～第165条 (省略)	第161条～第165条 (省略)
<u>(栄養管理)</u>	
第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	
<u>(口腔衛生の管理)</u>	
第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
第166条～第169条 (省略)	第166条～第169条 (省略)
(運営規程)	(運営規程)
第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(7) (省略)	(1)～(7) (省略)
<u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>	
(9) (省略)	(8) (省略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第171条 (省略)	第171条 (省略)
2 (省略)	2 (省略)
3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の	3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の

改正後	改正前
<p>向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>第172条～第177条（省略） （記録の整備）</p>	<p>第172条～第177条（省略） （記録の整備）</p>
<p>第178条（省略）</p>	<p>第178条（省略）</p>
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。 （1）～（6）（省略） （7）次条において準用する第60条の17第<u>3</u>項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。 （1）～（6）（省略） （7）次条において準用する第60条の17第<u>2</u>項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p>
<p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条、第37条、第39条、<u>第41条の2</u>、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第<u>5</u>項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪</p>	<p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第<u>4</u>項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある</p>

改正後	改正前
<p>問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>第180条・第181条（省略） （設備）</p> <p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>（ア）（省略）</p> <p>（イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>（ウ）1の居室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>のは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>第180条・第181条（省略） （設備）</p> <p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>（ア）（省略）</p> <p>（イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>（ウ）1の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たす</u>こと。</p> <p>A—10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p>

改正後	改正前
<p>(工) (省略)</p> <p>イ～エ (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第183条 (省略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>9 (省略)</p> <p>第185条～第187条 (省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10)</u> (省略)</p>	<p>B—ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>(工) (省略)</p> <p>イ～エ (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第183条 (省略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>9 (省略)</p> <p>第185条～第187条 (省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p><u>(9)</u> (省略)</p>

改正後	改正前
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条(省略)</p> <p>2・3(省略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第190条(省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条、第37条、第39条、<u>第41条の2</u>、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第5項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条(省略)</p> <p>2・3(省略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>第190条(省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介</p>

改正後	改正前
<p>同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第5款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第192条（省略） （従業者の員数等）</p> <p>第193条（省略）</p> <p>2～10（省略）</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第201条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に</p>	<p>介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第5款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第192条（省略） （従業者の員数等）</p> <p>第193条（省略）</p> <p>2～10（省略）</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第201条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に</p>

改正後	改正前
<p>従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14（省略） 第194条～第202条（省略） （記録の整備） 第203条（省略）</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1）～（9）（省略） （10）次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第9節第4款」と、第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に</p>	<p>従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14（省略） 第194条～第202条（省略） （記録の整備） 第203条（省略）</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1）～（9）（省略） （10）次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第9節第4款」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活</p>

改正後	改正前
<p>ついて知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条第1項中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表1の項中欄又は2の項中欄に掲げる施設等（居住機能を担う施設等に限る。）」とあるのは「第193条第7項各号に掲げる施設等」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 区外に所在する事業所又は施設に係る特例 第205条（省略）</p> <p>第5章 雑則 （電磁的記録等）</p> <p>第206条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表1の項中欄又は2の項中欄に掲げる施設等（居住機能を担う施設等に限る。）」とあるのは「第193条第7項各号に掲げる施設等」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 区外に所在する事業所又は施設に係る特例 第205条（省略）</p> <p>第5章 雑則</p>

改正後	改正前
<p>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>（委任） 第207条（省略） 附 則 第 1 条～第 9 条（省略） 第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第 1 条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和 6 年 3 月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合におい</p>	<p>（委任） 第206条（省略） 附 則 第 1 条～第 9 条（省略） 第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第 1 条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年 3 月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合におい</p>

改正後	改正前
<p>て、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p> <p>第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>第13条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院</p>	<p>て、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p> <p>第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>第13条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院</p>

改正後	改正前
<p>等の施設を介護医療院、経費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)(省略)</p>	<p>等の施設を介護医療院、経費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)(省略)</p>
<p>第14条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>第14条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設における事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p>	
<p>第15条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、第177条第1項(第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めなければ」とする。</p>	
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</p>	
<p>第16条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第173条第</p>	

改正後	改正前
<p><u>2 項（第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるとともに、その介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする」とする。</u></p> <p>附 則（平成27年 3 月 9 日条例第13号） （省略）</p> <p>附 則（平成28年 3 月 8 日条例第10号） （省略）</p> <p>附 則（平成28年12月 9 日条例第62号） （省略）</p> <p>附 則（平成30年 3 月 6 日条例第27号） （省略）</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p><u>2 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 4 条第 3 項及び第41条の 2（改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の 3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第32条、第56条、第60条の12（改正後の第60条の20の 3 において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（改正後の第204条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第170条及び第188条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関</u></p>	<p>附 則（平成27年 3 月 9 日条例第13号） （省略）</p> <p>附 則（平成28年 3 月 8 日条例第10号） （省略）</p> <p>附 則（平成28年12月 9 日条例第62号） （省略）</p> <p>附 則（平成30年 3 月 6 日条例第27号） （省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u> <u>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</u></p> <p>3 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第33条の2（改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u> <u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）</u></p> <p>4 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第34条第3項（改正後の第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（改正後の第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u> <u>（認知症介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）</u></p> <p>5 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第60条の13第3項（改正後の第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第204条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u> <u>（ユニットの定員に係る経過措置）</u></p> <p>6 <u>施行日以後、当分の間、改正後の第182条第1項第1号ア（イ）の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第153条第1項第3号ア及び第189条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7 施行日において現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増設され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室であって、この条例による改正前の第182条第1項第1号ア（ウ）Bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。</u> <u>（栄養管理に係る経過措置）</u></p> <p><u>8 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第165条の2（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第165条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u> <u>（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）</u></p> <p><u>9 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第165条の3（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u></p>	